

戦争体験語り部システムの外部施設における利用要領

第1 趣旨

この要領は、神奈川県戦没者慰霊堂附属会館に常設している「神奈川県A I 語り部」（以下「戦争体験語り部システム」という。）を当該施設以外の場所（以下「外部施設」という。）において利用（以下「本事業」という。）するにあたり、必要な事項を定める。

第2 目的

戦争体験語り部システムを活用し、戦没者遺族や原爆被爆者等の、それぞれの戦争体験や平和への思い等を次世代に伝え、戦争の悲惨さや平和の大切さを継承していくことを目的とする。

第3 事業の内容

戦争体験語り部システムが導入された端末を学校や地域（子ども会、PTA、町内会等）の要請に応じて、外部施設に搬出し利用する。

- 2 端末の搬出は生活援護課職員が行い、原則として端末の操作は生活援護課職員が行う（端末の貸し出しはしない。）。

第4 申込方法

本事業を希望する団体（以下「申込者」という。）は、次の(1)、(2)いずれかの方法により申請する。

- (1) 「戦争体験語り部システム利用申込書」（様式1）に必要事項を記入し、生活援護課にファクシミリ又は郵送で申請する。
- (2) 電子申請システムにより申請する。

第5 事業実施の流れ

- (1) 生活援護課は、申込申請を受理後、申込者と日程の確認を行った上で、事業実施内容の詳細について必要な連絡・調整を進める。
- (2) 内容が確定次第、申込者に決定通知を送付する。
- (3) 事業終了後、申込者は実績報告書を生活援護課に提出する。

第6 会場及び経費

会場については、申込者が確保し、会場の借り上げ使用料や端末に接続する機器に係る経費等が発生した場合は、申込者の負担とする。

第7 実績報告

申込者は、本事業実施後1ヶ月以内に、生活援護課長に「戦争体験語り部システム利用実績報告」（様式2）を提出する。

また、申込者はシステムを利用した方のアンケート（別添 参考例）をとりまとめた場合は、生活援護課長に実績報告とともに提出する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は生活援護課長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和８年８月３日から施行する。